

第1条 J A信州諏訪ポイントサービスとは

J A信州諏訪ポイントサービスとは、J A信州諏訪（以下「当J A」という）が地域の皆さんに愛される組織であり続けるために、当J Aの総合性を活かし「組合員メリットの明確化による組合員の加入促進」と「協同活動を通じた新たな仲間づくり」をめざして行うサービスとして、別に定める【J A信州諏訪ポイントサービス付与基準表】（以下「付与基準表」という）により、ポイント会員（以下「会員」という）の利用状況に応じて、当J Aがポイントを発行するサービスです。

第2条 会員資格

当J Aの組合員、及び本規約を承認したうえでポイントアプリから会員登録をした者としてします。

第3条 入会方法

当J Aの組合員は全員を会員とします。組合員以外の方で入会を希望する場合は、ポイントアプリからご本人が登録をする事とします。

また当J Aの「反社会的勢力への対応に関する基本方針」により、暴力団員等（別表①第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表①第2項各号のいずれかに該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、別表②第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する行為を行わないことの表明・確約を当規約の承認を持って確認したものとします。

第4条 ポイントアプリ

ポイントアプリの利用は無料です。ポイントアプリの利用については別途定める「アプリ利用規約」に基づくものとします。

第5条 会員特典

- (1) J A各店舗で利用の際、またご利用実績に応じてポイントが付与されます。なお詳細は「付与基準表」をご覧ください。
- (2) 会員特典はご本人のみご利用いただけます。

第6条 累積ポイントの利用方法

- (1) ポイントアプリのメニューより各種還元処理を行うことでポイントを利用することができます。
- (2) ポイント使用により発生する利子所得税は、会員負担（ポイントより充当）とします。

第7条 ポイントの付与と有効期限

- (1) ポイントは会員が利用した金額等により、当J Aが定める「付与基準表」に基づいて計算を行った日に付与されます。
- (2) ポイントの対象となるお取引について、取消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは次回付与計算時に減算させていただきます。
- (3) ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当J Aの事業年度から起算して2年度目の事業年度末（毎年2月末日）までとなります。

第8条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの当J A各支所・営業所へお申し出下さい。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かずに特典を受けられない場合がございます。

第9条 アカウントおよびパスワード管理

- (1) スマートフォン等の機器およびアカウント・パスワードの紛失・盗難その他の事由により他人

に使用された場合の損失は会員の負担になりますので、機器およびアカウント・パスワードの管理には十分ご注意ください。

第10条 会員資格の喪失および退会

- (1) ポイントアプリのご利用に際して、不正があった場合は、会員資格を喪失し自動退会となります。
- (2) 会員が別表②第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する行為を行った場合も同様に会員資格を喪失し自動退会となります。
- (3) 当JAの組合員である会員が、組合員の脱退手続を行った場合でポイントアプリ登録を行っていない場合は自動退会となります。
- (4) 会員の都合により退会される場合は、ポイントアプリより退会処理を行うことで退会となります。
- (5) 会員本人が死亡した場合は自動退会となります。
- (6) ポイントアプリへ5年以上ログインがない場合は自動退会となる場合があります。
- (7) 上記(1)～(6)の事由により退会となった場合は、それまでに積み立てられたポイントは失効します。

第11条 本規約の追加・変更

会員規約並びにポイントの付与基準は、諸事情により随時変更される場合がございますのでご了承下さい。なお、最新の会員規約並びにポイントの付与基準につきましては、末尾のお問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

第12条 個人情報の収集・保有・利用

- (1) 会員は当JAが入会後の会員管理及びポイントサービスの提供を含む当JA各事業サービスの履行のため、以下の情報に保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
 - ① 住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス他、ポイントアプリへ入力した事項および組合員加入申込書等所定の申込書に記入・申告された事項。
 - ② 利用実績、利用明細、お問い合わせ内容等。
- (2) 会員は当JAが各店舗におけるポイントサービス利用情報を下記の目的のために利用することに同意します。
 - ① 当JAの信用・共済・購買・販売・加工利用事業等実施事業における市場調査、商品開発。
 - ② 当JAの実施事業における宣伝物・印刷物の送付等営業案内。
 - ③ 当JAの実施事業におけるアフターサービスの提供。
 - ④ 第三者への営業アドバイスに利用するための個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること。
- (3) 当JAが行う事業の詳細については、下記ホームページにて確認いただけます。

ホームページ (URL) <https://www.ja-suwa.iijan.or.jp/>
- (4) 会員は、当JAが本規約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

別表①

- | | |
|-----|---|
| 第1項 | 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。) |
| 第2項 | 次の各号のいずれかに該当する者 |
| (1) | 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること |
| (2) | 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること |
| (3) | 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力 |

団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

別表②

- | | |
|-----|--|
| 第1項 | 加入時に申し受けた表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 |
| 2. | 当JAの事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下本項各号において同じ） |
| 3. | 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、その他故意又は重大な過失により当JAの信用を失わせるような行為をしたとき。 |
| 4. | 暴力的な要求行為をしたとき。 |
| 5. | 法的な責任を越えた不当な要求行為をしたとき。 |
| 6. | 利用に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。 |
| 7. | その他前各号に準ずる行為をしたとき。 |

【JA信州諏訪ポイントサービスに関するお問い合わせ先】

JA信州諏訪 管理部 総務課

住所：〒391-8578 長野県諏訪市大字四賀字広瀬橋通 7841 番

電話：0266-57-8000

ファックス：0266-57-7600